

堤根処理センター維持管理情報

令和3年9月

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号イに係る項目

項目	対象	種類	数量 (t)
処分した一般廃棄物の種類及び数量	1号炉	可燃性混合廃棄物	0.00
	2号炉	可燃性混合廃棄物	6,046.37

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ロ及びホ^{※1}に係る項目

項目	測定の結果が得られた年月日		令和3年9月1日 ~ 令和3年9月30日	
	対象	測定を行った位置	測定の結果 ^{※2}	基準値
燃焼室中の燃焼ガスの温度 (°C)	1号炉	炉出口	—	800°C以上
	2号炉	炉出口	897	
集じん器に流入する燃焼ガスの温度 (°C)	1号炉	集じん器入口	—	おおむね 200°C以下
	2号炉	集じん器入口	197	
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	1号炉	集じん器入口	—	100ppm以下
	2号炉	集じん器入口	10	

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ハに係る項目

項目	対象	除去を行った年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	1号炉	—
	2号炉	—
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	1号炉	—
	2号炉	—

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ニに係る項目

項目		測定に係る排ガスを採取した年月日		測定の結果の得られた年月日	
	1号炉	—		—	
	2号炉	—		—	
	対象	測定に係る排ガスを採取した位置		測定の結果	基準値
硫黄酸化物濃度（ppm） 【硫黄酸化物排出量（m ³ N/h）】	1号炉	—		—	【13.58m ³ N/h】
	2号炉	—		—	
ばいじん濃度（g/m ³ N） （O ₂ 12％換算）	1号炉	—		—	0.04g/m ³ N
	2号炉	—		—	
塩化水素濃度（mg/m ³ N） （O ₂ 12％換算）	1号炉	—		—	550mg/m ³ N
	2号炉	—		—	
窒素酸化物濃度（ppm） （O ₂ 12％換算）	1号炉	—		—	250ppm
	2号炉	—		—	
煙突から排出される排ガス中の※3 ダイオキシン類の濃度（ng-TEQ/m ³ N）		測定に係る排ガスを採取した年月日			測定の結果の得られた年月日
	1号炉	—			—
	2号炉	令和3年9月22日			令和3年10月15日
	対象	測定に係る排ガスを採取した位置		測定の結果	基準値
	1号炉	—		—	1.0ng-TEQ/m ³ N
	2号炉	共通煙道ダクト		0.026	

特記事項

記入欄の「—」は、当該項目についての実施及び測定・報告等がなかったことを表します。

※1 固形燃料未使用、ばいじん又は焼却灰の焼成なし。

※2 測定の結果については、月の平均値とする。

※3 年1回以上の測定とする。